

「清流のめぐみ 岐阜おにぎりコンテスト」募集要項

1 目的

岐阜県では、農家が作りやすく夏の高温でも品質が落ちにくい新しい米「清流のめぐみ」を開発しました。この「清流のめぐみ」を県民の皆さんにより親しんでもらうための活動の一つとして、今回、新たに「清流のめぐみ」を使ったおにぎりレシピを募集するコンテストを開催します。

2 募集内容（テーマ）

ごはんの時間が楽しみになるおにぎり

3 応募資格

【小・中学生の部】

岐阜県内の小学校・中学校等に所属する15歳以下の児童・生徒。

（保護者の同意を得たうえでご応募ください。）

【一般の部】

岐阜県内に在住、通学または通勤する15歳以上の方。

（ただし、未成年者の方は保護者の同意を得たうえでご応募ください。）

4 応募締切

令和8年9月11日（金）※当日必着

5 応募要件

- ・米は「清流のめぐみ」を使用すること。
- ・岐阜県産食材を1種類以上使用すること。（米を除く） ※割合は問いません。
- ・材料費は1人前200円以内とします。
- ・日常的に家庭で作ることを想定した、複雑すぎないレシピであること。
- ・1応募当たりの応募作品数は、1作品までとすること。
- ・応募作品（レシピ名や完成写真等の応募用紙に記載された一切の内容）は、自作で未発表のものに限ります。なお、盗作や生成AIが作成した作品については無効とします。

応募フォーム

6 応募方法

右記、専用応募フォームよりご応募ください。



7 審査方法

- ① 事務局による一次審査（書類審査）を実施
- ② 一次審査を通過したレシピについて、事務局の選任した審査員による二次審査（レシピ再現による実物審査）を実施

※選定についての問い合わせには回答できませんのでご了承ください。

8 審査基準

審査にあたっては、下記の審査基準に従いますので、応募の際はご注意ください。

- ・「清流のめぐみ」の特長（もちもち感、甘みが強い）が生かされているか
- ・テーマに合ったレシピであるか
- ・県産食材の活用が工夫されているか
- ・家庭で作りやすく、親しみやすい内容か
- ・見た目やアイデアに創意工夫がみられるか

9 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和8年9月中旬～10月上旬

二次審査 令和8年10月上旬

結果発表 令和8年10月中旬

表彰式 令和8年10月最終土・日曜日（岐阜県農業フェスティバル会場にて実施予定）

※前後する場合があります。

10 賞

審査で選定する賞は、各部門それぞれについて以下のとおりとします

最優秀賞	1	点	副賞：賞状（知事賞）、清流のめぐみ 20kg
優秀賞	3	点	副賞：清流のめぐみ 5kg
参加賞	応募者全員		副賞：参加記念品

11 入賞者の公表

入賞された方には事務局から直接お知らせするとともに、県ホームページ等において、レシピ、氏名（またはニックネーム）を公表します。あらかじめ同意の上、御応募ください。

12 表彰

優秀賞の受賞者には、表彰式への参加をお願いします。表彰式では、賞状と副賞を贈呈します。

13 レシピの使用等

- ・応募されたレシピにつきましては、岐阜県のホームページでの公開をはじめ、広く広報啓発に活用させていただきます。御了承の上、御応募ください。
- ・応募作品の返却は行わないものとします。
- ・応募に関する個人情報は、今回の募集に関連する場合のみに使用します。

14 注意事項

- ・入賞作品はアレンジされることもあり、応募者は主催者等による作品の一部修正・翻案（著作権法第27条に定める権利行為）を認めることとし、著作者人格権を行使しないものとします。

- ・応募者は主催者又は主催者が指定する第三者による入賞作品の使用・活用について、著作権人格権を行使しないものとします。

- ・応募者は応募作品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとします。万一、応募作品に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、応募者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、主催者等に生じた被害については、損害を賠償するものとします。

- ・著作権等の侵害があった応募作品については無効となります。

- ・応募の時点で、本募集要項に同意したものとみなします。

15 主催・お問合せ先

岐阜県農政部農産園芸課水田農業振興係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-8439

FAX：058-278-2692

メール：c11423@pref.gifu.lg.jp